

教育職員免許

教育職員免許の資格を得ようとする者は、その希望する免許の種類に応じて、教育職員免許法に定められている資格条件を取得するよう履修計画をたてなければならない。

1. 本学の学部・学科において取得できる教員免許状の種類は、次の表にあげるとおりである。

学 部	学 科	教員免許状の種類
現代生活学部	現代家政学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
人間栄養学部	人間栄養学科	栄養教諭一種免許状
生活共創学部	生活共創学科 食科学コース	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状
	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者、肢体不自由者、病弱者)

2. 教員免許状を取得するためには学士の学位を有していなければならない。

また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭の資格を得ようとする者は、免許法施行規則に定められた次の表の最低修得単位数を修得しなければならない。

最低修得単位数 教員免許状の種類	66 条の 6 に 定める科目	領域及び保育内 容の指導法に関 する科目	教科及び教科の 指導法に関する 科目	教育の基礎的理解 に関する科目等	大学が独自に設 定する科目
幼稚園教諭一種免許状	8	16		21	14
小学校教諭一種免許状	8		30	27	2
中学校教諭一種免許状	8		28	27	4
高等学校教諭一種免許状	8		24	24	12

なお、特別支援学校教諭一種免許状を取得するには、幼稚園教諭または小学校教諭の普通免許状を有し、次の表に示す「特別支援教育に関する科目」の 26 単位を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		免許取得に必要な最低修得単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2
特別支援教育領域に関 する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	16
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	
免許状に定められるこ ととなる特別支援教育 領域以外の領域に関す る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生 理及び病理に関する科目	5
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程 及び指導法に関する科目	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3
合計修得単位		26

なお、上記の単位を修得すれば、所属学科に関わらず免許状の取得が可能である。

ただし、栄養教諭の資格を得ようとする者は、人間栄養学科または生活共創学部生活共創学科食科学コースに在籍し、免許法施行規則に定められた次の表の最低修得単位数を修得しなければならない。

最低修得単位 教員免許状の種類	66 条の 6 に 定める科目	教職に関する科目	栄養に係る教育 に関する科目
栄養教諭一種免許状	8	18	4
栄養教諭二種免許状	8	12	2

3. 当該所要資格を取得するために本学において修得しなければならない科目等は、次のとおりである。

(1)66 条の 6 に定める科目

法規上、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及びデータ活用及び人工知能に関する科目 2 単位又は情報機器の操作 2 単位を修得することが要求されており、本学で修得しなければならない科目は次の表のとおりである。

幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目		備 考
科 目	単位数	授業科目	単位数	
日本国憲法	2	法学入門(日本国憲法)	2	
体育	2	健康スポーツ演習 a 健康スポーツ演習 b 健康スポーツ演習 c 体育講義 体育実技	1 1 2 1 1	これら 5 科目より 2 単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション 1 英語コミュニケーション 2 中国語コミュニケーション 1 中国語コミュニケーション 2 韓国語コミュニケーション 1 韓国語コミュニケーション 2	2 2 2 2 2 2	これら 6 科目より 2 単位選択必修
データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	コンピュータ演習 a コンピュータ演習 b	1 1	2 単位必修

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

法規上、幼稚園教諭一種免許状 21 単位以上、小学校教諭一種免許状 27 単位以上、中学校教諭一種免許状 27 単位以上、高等学校教諭一種免許状 23 単位以上、栄養教諭一種免許状 18 単位以上、栄養教諭二種免許状 12 単位以上を修得することが必要とされており、本学においては次の表のとおり修得しなければならない。ただし、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状については、「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含むことができる。

なお、教育の基礎的理解に関する科目等は、免許状取得に必要な単位であり、卒業に必要な単位に算入されないもので、注意すること。

ただし、幼稚園教諭・小学校教諭一種免許状取得に必要な科目のうち、こども教育学科専門科目として開設する科目は、卒業に必要な単位に算入する。

幼稚園教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理※	2		
		保育原理※	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師・保育者論※	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育・保育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学※	2		
		発達心理学※	2		
		発達臨床心理学※	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	発達障害の理解と支援※	2		
		特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	カリキュラム論※	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	幼児理解の理論及び方法	こどもの理解と援助※	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	幼稚園教育実習指導	1		
		幼稚園教育実習	4		
	学校体験活動				
	教職実践演習	保育・教職実践演習※	2		

※卒業に必要な単位に算入される科目

小学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理※	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師・保育者論※	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育・保育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学※	2		
		発達心理学※		2	
		発達臨床心理学※		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	カリキュラム論※	2		
	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1		
	特別活動の指導法	特別活動論	2		
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用の理論と実践※	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1		
	教育実習	小学校教育実習指導	1		
		小学校教育実習	4		
	学校体験活動				
	教職実践演習	小学校教職実践演習	2		

※卒業に必要な単位に算入される科目

中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2		中免のみ
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1		
	特別活動の指導法	特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT 活用の理論と実践	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導	1		
		教育実習 A		4	中免のみ必修
		教育実習 B		2	高免は、教育実習 A または教育実習 B のいずれか選択必修
	学校体験活動				
	教職実践演習	教職実践演習（中等）	2		

栄養教諭一種免許状、栄養教諭二種免許状

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目			
科目	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教師論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	道徳教育論	2		
		総合的な学習の指導法	1		
		特別活動論	2		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論	1		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2		
教育実践に関する科目	教育実習	栄養教育実習指導	1		
		栄養教育実習	1		
	教職実践演習	教職実践演習（栄養）	2		

(3)大学が独自に設定する科目

最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に加えて、合計で以下の単位数を修得しなければならない。

- 小学校教諭一種免許状 2 単位以上
- 中学校教諭一種免許状 4 単位以上
- 高等学校教諭一種免許状 12 単位以上

最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位数とあわせて、合計で以下の単位数を修得しなければならない。

- 幼稚園教諭一種免許状 14 単位以上

(4)教科及び教科の指導法に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目

幼稚園教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 6 単位、小学校教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 8 単位、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の法規上の最低修得単位数 20 単位と本学の対応科目は、以下の表のとおりである。

・幼稚園教諭一種免許状

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」を合計 16 単位以上修得しなければならない。ただし、16 単位を超えた単位は「大学が独自に設定する科目」の 14 単位の中に含むことができる。

・小学校教諭一種免許状

「教科及び教科の指導法に関する科目」を合計 30 単位以上修得しなければならない。ただし、30 単位を超えた単位は「大学が独自に設定する科目」の 2 単位の中に含むことができる。

・中学校教諭一種免許状

「大学が独自に設定する科目(4 単位)」と「教科及び教科の指導法に関する科目(28 単位)」の合計 32 単位以上修得しなければならない。

ただし、「大学が独自に設定する科目」の 4 単位の中に「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数 27 単位を超えた単位を含むことができる。

・高等学校教諭一種免許状